下田歌子の音楽教育活動

── 唱歌作詞を中心に ──

加　藤　靖　子

はじめに

下田歌子は、明治20年頃から明治末までの一時期音楽教育に関する活動を行っている。詳しくは後述するが、下田の音楽教育活動は華族女学校において箏曲を作詞したことに始まり、女子音楽学校への助力など明治末まで続いた。明治以降については地久節の歌（藤のゆかり）や校歌などの作詞を手掛けてはいるが、前者はおそらく貞明皇后との縁により、後者は主に下田の故郷である岐阜県の初中等学校のもので、いずれも例外的なケースであり、広く一般に関係するような活動は行っていない。そのような意味で、音楽教育活動は下田の生涯の中で一時期携わったものに過ぎず、資料にも限りがあることから実証的な検討がなされてこなかった。久保(2020)[1]が校歌やカリキュラム等教育面を概観し、越山（2020）[2]が校歌の音楽的特徴を考察したのみである。後者については下田の音楽観にも触れてはいるが、校歌の音楽的特徴を明らかにすることが目的であるため、校歌制定の背景に関する範囲での部分的な検討にとどまっている。しかしながら、従事した期間は短くとも音楽教育に関する活動は下田の教育事業の全体像を把握する上で重要である。

そこで本稿は、「泰西の音楽は遺憾ながら之を聞き分くべき耳持たらぬ」[3]と自称する下田が唱歌作詞を中心とする音楽活動に携わったのはなぜか、また下田は音楽に対しどのような考えを持っていたのかを考察することを目的とする。

1. 日本における音楽教育の導入

本節では、下田の音楽教育活動がどのような社会的背景の下に行われたかを理解するために、日本における音楽教育の導入について概観する。

日本における音楽教育は、明治5年に学制が頒布され学校教科として唱歌が定められたことを嚆矢とする[4]。ただし、この時点では音楽教材がなく、それを教えられる人材もいなかったため「当分之ヲ欠ク」と付記されていた。本格的に唱歌教育が開始されるのは明治13年の音楽取調掛の設置を待たなければならないが、それでも学制頒布から数年後には散発的に唱歌教育が試みられていたようである。例えば、明治10年、東京女子師範学校附属幼稚園で「保育唱歌」を用いて唱歌教育が行われた。この「保育唱歌」は同幼稚園が宮内省式部寮雅楽課に制作を依頼したものだという[5]。また、京都女学校では明治11年に京都府学務課より刊行された『唱歌』という歌詞集を用い、翌年から山田流箏曲による「絃歌」の教授が開始された[6]。さらに、明治12年には東京府が独自の唱歌編成計画を立てている[7]。

一方、政府側では、明治11年4月に伊澤修二と目賀田種太郎が連名で文部大輔田中不二麿宛に学校唱歌に必要な音楽取調事業に着手するべきとの上申書を出している。翌明治12年10月には伊澤修二が文部卿寺島宗則宛に「音楽取調ニ付見込書」を提出した。そこで伊澤は唱歌教育を実施できないのは適当な音楽を選択できないからだと述べ、西洋音楽の完全導入と日本固有の音楽の完成はどちらも両極端であり、東西二洋の音楽を折衷した国楽を興すことが必要だと主張した。そして、そのために準備すべき事柄として次の三つを挙げた。即ち、①東西二洋の音楽を折衷して新曲を作る事、②将来国学を興すべき人物を養成する事、③諸学校に音楽を実施する事、である[8]。さらに、伊澤は明治15年に音楽取調掛の業務大要を①諸種ノ楽曲取調ノ事、②学校唱歌ノ事、③高等音楽ノ事、④各種ノ楽曲選定ノ事、⑤俗曲改良ノ事、⑥音楽伝習ノ事、の6項目に改めた[9]。これら6項目には具体的な手順の方針が示されているが、これらのうち特に音楽教育と関係が深いものについて確認しておく。

まず、「学校唱歌の事」では、取調事業として楽譜及び歌詞の選定、図書の編輯、楽器の練習及び唱歌普及の方法が挙げられており、歌詞の選定については「既有ノ楽譜ニ従テ作為スルモノト楽譜ノ撰定ニ先チテ作為スルモノトノ二種トス」とされている。そして、具体的な手順として、既存の楽譜に作詞する時は、原曲を分解して日本の伝統的な詩の形式に従って作詞しやすくした上で原曲の意味を損なわないような歌詞をつける。楽譜よりも歌詞を先に作る時は

字数等唱歌に適切なものにすること[10]、という指示が出されている。

次に「音楽の伝習」では学校唱歌の普及は音楽取調掛伝習人と師範学校生徒によるとされ、女子師範学校では唱歌、風琴（オルガン）、箏及び胡弓を学び、東京師範では女子師範に準じるが箏と胡弓は省く、学習院は主として唱歌を学ぶとされた[11]。明治12年の「音楽取調ニ付見込書」では、新作唱歌の試験的な実施場所として東京師範附属小学校と東京女子師範附属幼稚園の二校が挙げられたのみだったが、「音楽取調事務大要」では学習院も含まれている。明治14年9月10日付で音楽取調掛から学習院宛に「豫(かね)テ音楽取調御用掛御頼談有之候唱歌課ノ段ニ付テモ教師メーソン氏𪜈(とも)一応及相談候」[12]という返事が残っていることから、明治14年までに学習院も唱歌授業を開始していた可能性があり[13]、そのため実施場所に加えられたのかもしれない。

さらに、「俗曲改良」では「俗曲ハ我民楽ナリ故ニ此曲ノ正否ハ世教ニ影響ヲ及ボスヿ(こと)少カラザレバ宜ク改良ノ途ヲ求ムベシ」[14]と述べ、具体的な方法として曲はそのまま或は一部を変え歌詞をつけなおすとされている。ただし、俗曲改良については、蒲生（1976）によれば、「俗曲の中では箏曲の原歌詞がほかに比べて最も上品で改良が容易」[15]という理由で音楽取調掛開設以前にすでに構想があったようである。

以上のように、業務方針が正式に定まったことで、音楽取調掛も「明治の国楽を起す」べく「国民に歌はすべき曲いふものを試み」[16]始め、さらには唱歌教育も進められていくことになるのであるが、このような政府の動きに対し、下田の周囲はどのような影響を受けていたのであろうか。以下では下田歌子に関係する音楽活動について確認する。

2. 下田歌子の音楽活動

(1) 華族女学校における音楽関連行事

表1は学習院時代を含む華族女学校における音楽関連記事である。華族学校（学習院）は明治10年10月17日に開校するが、伶人の舞楽演奏の記録があるのみで、式典などでも西洋音楽の演奏記録はない[17]。音楽関連の最初の記録は明治18年11月13日の皇后が臨席しての開校式においてである。この日は便殿（皇族休憩所）から式場を移動する間や陪食時に宮内省雅楽部員により西洋音楽が演奏されている。

翌明治19年5月の行啓では、教師及び生徒の箏・洋琴（以下、ピアノ）が演奏された。この日、演奏された箏曲は下田歌子作詞、高野茂作曲の新曲であ

る。同年7月30日は卒業式であるが、この時も皇后の行啓があり、皇后は式終了後に生徒の演奏する箏を聞いている。これ以後も、行啓の有無にかかわらず、卒業式や紀元節奉賀式などの各種祝賀式で、奏楽、ピアノ及び箏の演奏、唱歌が行われている。記録を見る限り、時間が経つにつれ式典での演奏曲は次第に固定されていくが、20年代くらいまでは新曲も演奏されていたようである。

明治20年代に特徴的なのが、皇后や皇太后などが華族女学校へ何度も行啓し、授業巡覧が行われ、その中の多くに音楽の授業が入っていることである（表1)。

皇后について、若桑（2002）が元田永孚や伊藤博文らの「国策の協力者」であったと指摘し[18]、渡辺（2005）も「時代状況に応じて、女学校の路線にいかなる変更があろうとも、それを追認するという形での役割を果たした」[19]と指摘しているが、唱歌や奏楽の授業巡覧も皇后が「国策」である唱歌教育の普及に協力した結果であると思われる。というのも、鹿鳴館に代表されるように、西洋音楽の受容は女性の洋装などと並んで「外に対しては文明国としての対面をは」[20]るための欧化政策の一環であったからである。また、前述の通り、明治における本格的な音楽の導入は10年代後半から始まり、20年には音楽取調掛が改称されて東京音楽学校になるなど20年代前半は唱歌教育の普及・発展がはかられた時期でもある。従って、皇后が積極的に音楽教育を参観することは、それを後押しすることにもなったのであろう。このような政策方針を受けてのことだと思われるが、下田歌子の書簡（山縣奥様宛）にも唱歌普及推進の様子が見える。

（前略）哥〔歌〕の事ニ付てハ平素の考へも有之、幸ひの事故両三是ハ今様ていにと存、若し生徒に間に合ずば私が御笑ひ艸に作り試ミ、御奥様にて御内覧に入れ可申と存居候所、無餘義用事立込、遂ニ其事を果さず、生徒ハ未だ不馴にて餘り悪く候故取除けたれど、もと三十一字の哥ハ奈良の朝以後一時盛んに行はれたる口調なれば、当時に於てハこれにて十分当時の思想をのべくれたるなじめど、今日となりてハ狂哥也と一口にいはれ被下その他にいはるゝのミならず自ら誦し試みてもなんどかとんちんかんなれバ、やはり明治ハ明治の調子、則ち作れハ直に唱歌にかなひうたへバ則ち絲竹にかゝるならでハ明治の哥とハいはれ申まじくよりて、今よりハ生徒にも哥といへバ先ず今躰のより教へて後さかのぼりて上代の三十一字に及ぶやうニ致し度とハ存候へ共、慣習常となりて三十一字の御宅にても習ひたれバとて却て古代のハ早く出来れど今躰の唱歌躰ハむつかしく御座

表１　華族女学校音楽関係記事

明治	月日	華族女学校音楽関係記事内容
10年	10月17日	学習院開校式、伶人の舞楽演奏あり
18年	11月13日	皇后華族女学校開校式行啓（宮内省雅楽部員により洋楽が演奏される）
19年	5月14日	皇后行啓、音楽教場で教師及び生徒の箏（「庭の訓」「吉野の雪」）・洋琴演奏を聞く
	6月1日	皇太后行啓、音楽教場で箏及び洋琴の演奏を聞く
	7月30日	皇后卒業証書授与式行啓、証書授与時雅楽部員による洋楽演奏あり。式後音楽教室で生徒の箏（新曲「月の桂」）を聞く
	10月12日	皇后行啓、授業巡覧（音楽教場を含む）
20年	2月11日	紀元節奉賀式、式場で唱歌5曲、琵琶4曲演奏
	3月18日	御歌「金剛石」「水は器」を下賜
	5月17日	皇后行啓、唱歌「金剛石」「水は器」を聞く
	7月18日	皇后卒業証書授与式行啓、奏楽、唱歌あり（「勧学歌」「金剛石」「若紫」「蛍の光」）
21年	6月4日	皇后行啓、音楽（洋琴）・体操を台覧
	7月18日	皇后卒業証書授与式行啓、奏楽、唱歌あり（「勧学の歌」「金剛石」「水は器」）
	11月26日	皇后行啓、生徒の唱歌・洋琴・箏を聞く。『婦女鑑』下賜
22年	1月12日	宮城移転の奉迎、「君が代」を歌う
	2月11日	紀元節奉賀式、式場で唱歌5曲（「大君」「橿原」「扶桑の海」「国船」/「紀元節の歌」「王政復古」）、琵琶4曲演奏
	4月18日	皇后行啓、教場巡覧中、意向あって特に箏の教場に行き、生徒の弾奏を聞く
	7月18日	皇后開校式・卒業証書授与式行啓、唱歌・洋琴あり
	9月25日	皇太后行啓、教場巡覧、唱歌・洋琴・箏などを聞く
	11月3日	天長節と併せ立太子奉賀式挙行、生徒の音楽会を開催（天長節の唱歌、箏曲「天津日」合奏、洋琴連弾、唱歌「御垣の内」、箏曲「君が代」）
23年	5月28日	皇后生誕祝日生徒参集、唱歌「君が代」を歌う
	7月22日	皇后卒業証書授与式行啓、生徒の唱歌・箏・洋琴を聞く
25年	3月16日	皇后行啓、授業巡覧（生徒の弾琴を聞く）
	5月28日	地久節臨時休校、生徒参集唱歌・音楽等あり
	7月18日	皇后卒業証書授与式行啓、生徒洋琴演奏、「金剛石」「水は器」演奏、唱歌あり
26年	6月10日	トラック島王弟サンミ来校、音楽・唱歌を聞く
	7月18日	皇后卒業証書授与式行啓、奏楽、唱歌「金剛石」「水は器」「秋の宮居」、洋琴「ルストスロール」「ウーブルチュール」、箏「筑紫の海」「君がよわひ」演奏
27年	3月9日	天皇・皇后大婚25年祝賀式挙行、奉祝唱歌「御垣の梅か枝」を歌う
	5月11日	皇后行啓、唱歌、洋琴、箏等の授業巡覧
28年	5月28日	皇后生誕祝日休校生徒参集、「君が代」「金剛石」唱歌、箏曲演奏
	5月31日	広島からの皇后還幸奉迎唱歌を謹作
	9月20日	卒業証書授与式、奏楽、「金剛石」「水は器」、唱歌、洋琴・箏曲演奏
29年	5月28日	皇后生誕祝日生徒参集、唱歌「君が代」を歌う
	7月18日	皇后卒業証書授与式行啓、奏楽、「金剛石」「水は器」、唱歌、洋琴・箏曲演奏
31年	11月19日	皇后運動会行啓、唱歌「金剛石」「君が代」台覧
33年	2月10日	特別の意向により勅題唱歌「修学習業」「克忠克孝」を下賜
	5月10日	皇太子結婚祝賀式挙行、奉祝唱歌あり
	7月13日	皇后卒業証書授与式行啓、奏楽、「金剛石」「水は器」、ピアノ・箏連弾、唱歌「秋の宮居」
	10月30日	皇后運動会行啓、唱歌・運動台覧
34年	7月13日	皇后卒業証書授与式行啓、「姫小松」合奏、ピアノ連弾「オペール」「スツメ」「フホン」「ボルヲチー」「ウーベルチュール」、唱歌「秋の宮居」
35年	7月12日	皇后卒業証書授与式行啓、生徒の音楽演奏常の如く
36年	7月16日	皇后卒業証書授与式行啓、「君が代」奏楽、唱歌「秋の宮居」他
37年	7月13日	皇后卒業証書授与式行啓、奏楽、唱歌「金剛石」「水は器」「秋の宮居」
	10月28日	皇后運動会行啓、唱歌「君が代」他
38年	7月13日	皇太子妃卒業証書授与式行啓、奏楽、唱歌「金剛石」「水は器」「秋の宮居」
	10月30日	皇太子妃運動会行啓、唱歌「秋」「秋のみのり」「君が代」合唱
39年	3月31日	卒業証書授与式、奏楽、「金剛石」「水は器」、唱歌「秋の宮居」合奏

『女子学習院五十年史』、『読売新聞』、『朝日新聞』記事から作成。曲名はママ
※上記以外にも運動会などへの行啓があり、特に運動会では唱歌合唱が行われていると思われるが
確認できないものは除いた。

候、其内どうか進み可申と存居候。学校紀年式日の折、常の夕顔の曲[21]のかへ哥にとて急に作りたるものを御笑ひの為かきそへ候（中略・歌詞）但し琴哥故これにてもまだ少し今の人情にハ近からずと被存候[22]

この書簡によれば、下田は生徒に和歌を教えていたようである[23]が、その文章から唱歌に対する当時の様子が垣間見られる。当時は「唱歌にもなり、吟じれば楽器と合うようでなければ明治の歌とは言えない」という状況であり、いかに人々が唱歌を重視していたかがわかる。また、下田は後に自らの歌を紹介して「わが校（華族女学校－引用者）設立の当時、諷詠に用ふる所の、琴歌改正の議起こりし時、請ひ勧められて、試みに物したる」「近来、人の需めによりて、試みたるものなり」[24]と言っており、おそらくこの書簡に書かれている事情もそのあたりと関係していると思われる。後述するが、下田が作詞を手掛けた唱歌には箏曲が少なくない。学校現場でもまずは箏曲の歌詞を改変することを主要な方法として唱歌の制作が進められていたのであろう。なお、明治20年は華族女学校からの委嘱で高崎正風が「天長節」[25]を作っている。このような唱歌教育奨励政策の中、下田はどのように音楽に関わっていったのだろうか。以下では、下田作詞の唱歌について考察する。

(2) 下田歌子作詞の唱歌

下田歌子はその生涯で少なくない数の唱歌の作詞をしているが、前述の通り校歌と「地久節の歌」1曲を除くと[26]華族女学校設立後の明治19年から42年までの作である（表2）。下田の唱歌はどのような状況の下に作られたのであろうか。作詞目的または演奏状況がある程度明らかなものについて述べる。

まず、明治19年の2つの箏曲「庭の訓」「吉野の雪」は、皇后の華族女学校での授業巡覧の為、明治20年の「扶桑の海」は紀元節奉賀式の為に作成されたものである。

次に、作曲者不明の「千寿」及び「諸葛孔明」は、明治36年に華族女学校同窓生有志が帝国婦人協会附属女学校の資金を援助する為に築地水交社で開催した「癸卯園遊会」で演奏された箏曲である[27]。そして、「日光山に故北白川宮能久親王殿下の御霊をまつりたてまつる歌」は明治28年10月薨去の北白川宮の分霊式が翌29年10月24日に日光山輪王寺に執り行われるのに合わせて作成され、栃木県下の全学校に頒布された曲[28]である。

表２　下田歌子作詞の唱歌一覧

	曲名（収録歌集名）	作曲者	編者	出版社	資料種類	出版年
1	庭の訓〔別名：楠正行の母〕☆	高野茂＊				明治19
2	吉野の雪☆	高野茂				明治19
3	扶桑の海〔別名：紀元節〕（小学新撰唱歌）	奥好義＊○	内田鶴吉	金松堂	唱歌集	明治20
4	紀元節（明治唱歌 第1集）★	奥好義	大和田建樹・奥好義	中央堂	唱歌集	明治21
5	教への庭（唱歌萃錦　第一）★	奥好義	奥好義	共益商社書店	唱歌集	明治22
6	春興（唱歌萃錦　第二）★	アイルランド民謡	奥好義	共益商社書店	唱歌集	明治23
7	かざしの桜（新編中等唱歌）	奥好義	奥好義	内田正義	唱歌集	明治25
8	日光山に故北白川宮能久親王殿下の御霊をまつりたてまつる歌	奥好義				明治29
9	雪中の梅（新撰国民唱歌Ⅰ）	今井慶松○	小山作之助	共益商社書店	唱歌集	明治33
10	菅公唱歌	奥好義		益世堂	ピース譜	明治34
11	千寿〔別名：落花〕☆	不明				明治36
12	諸葛孔明☆	不明				明治36
13	征露軍歌（征露の歌）注1	納所辨次郎＊○		古泉堂	シリーズ楽譜	明治37
14	赤十字従軍の歌（征露の歌）★	納所辨次郎		古泉堂	シリーズ楽譜	明治37
15	出兵家族援護の歌（征露の歌）★	納所辨次郎		古泉堂	シリーズ楽譜	明治37
16	臥竜岡	奥好義	池田勝四郎	音楽社出版部	シリーズ楽譜	明治42
17	晩秋：抒情唱歌	澤田孝一○		松本楽器	ピース譜	明治42
18	千手（箏曲歌集 生田流）☆注2	高野検校（茂）＊	高橋市作	博信堂出版・楽器部	箏曲歌集	大正3
19	藤のゆかり〔別名：六月廿五日奉祝の歌〕	幸田延○				大正4
20	照日の光〔別名：天長節の歌〕☆	不明				不明
21	月の面白かりける夜、船の中にて☆	不明				不明

・曲名の☆は箏曲、★は教科書として確認できるもの（海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第25巻 唱歌』講談社、昭和49年）、作曲者の＊は学習院・華族女学校関係者、○は東京音楽学校関係者。
・正式に出版されていないものについて、出典は：1・2『女子学習院五十年史』（10頁）、8『女鑑』第119号(68頁）、11･12『女鑑』第13年10号（90～2頁）（11については『詠歌の栞』（127～8頁）に歌詞あり）、19『読売新聞』大正4年6月4日、20・21『詠歌の栞』（124～8頁）。また18については昭和4年版（実践女子大学所蔵、出納番号768－3）の刊記による初版の年。
・出版されていない曲についてはその作詞が掲載されている雑誌の発行年であり、実際はもっと早くに作詞している可能性がある。
・注1：公立図書館・大学図書館で『征露の歌』を所蔵しているのは東京学芸大学附属図書館（資料ID：10683277）のみである。東京学芸大学所蔵の『征露の歌』所収は香雪女史名での14及び15の2曲であるが、実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所より久保（2020・127頁）記載の3曲目（13）が存在することをご教示いただいた。この『征露の歌』は個人所蔵であるという理由で詳細な刊記情報はご教示いただけなかったが、明治37年・古泉堂発行とのことである。前掲海後宗臣編でも『征露の歌』は14・15の2曲とある（623頁）ので海後は東京学芸大学所蔵と同じ版に拠った可能性が高い。東京学芸大学所蔵版（明治37年7月23日修正再版発行）の刊記によれば初版は明治37年5月22日発行であるので、下田歌子記念女性総合研究所ご教示の『征露の歌』が初版だとすれば教科書認可を受けるために13を削除した可能性がある。
・注2：11の「千寿」と歌詞はほぼ同じであるが、一部異なっている（11にある「比翼連理の夢覚めて」という語句がない）ので別曲として扱った。

北白川宮は台湾征討で殉職（病没）したことから哀悼の声が起こったようで、下田以外にも北白川宮を称える曲が確認できる[29]。この曲を下田が作詞することになったいきさつについては不明であるが、下田は北白川宮能久親王妃富子と交流があったようなので[30]、おそらく、この曲も社会の哀悼に従って北白川宮家との縁から下田が依頼されたのであろう。なお、「藤のゆかり」（大正４年）も地久節用に依頼されて作詞したものである[31]。

また同様に「菅公唱歌」も行事と関係している。明治35年は菅原道真の千年忌にあたっていることから、各地で記念行事が開催された。唱歌もその一つであり、千年忌を記念して帝国教育会菅公会等の団体や個人が菅原道真を題材

とした唱歌を発表した。下田の「菅公唱歌」もそれら唱歌の一つであろう[32]。「菅公唱歌」の宣伝文に「下田先生が尤も得意の長編歴史歌」[33]とあるように、下田はこの時期雑誌に歴史を題材にした記事を掲載するなどしていたこともあり作詞を依頼されたのだと思われる。

明治の唱歌については、伊藤（2001）が「現代と違うのは、社会に大事件が起るごとに唱歌が出来て、小学校で教えられたことだ。いわばニュース唱歌であり、際物唱歌である。昔の瓦版のはやり歌の伝統ともいえようか」[34]と述べているが、上述の北白川宮哀悼の歌や「菅公唱歌」はそのような際物唱歌あるいはイベント唱歌の一つと言えるだろう。

以上、唱歌集に収録されていない曲について検討してきたが、唱歌集に収録されて一般販売された曲についてはどうだろうか。残念ながら唱歌集所収の曲については、個々の作詞経緯や収録状況などは不明である。とはいえ、明治20年代半ば頃より急増する唱歌集・音楽教科書を巡る状況について検討することによって、下田が唱歌作詞を依頼された理由の一端を明らかにできると思われる。したがって、次節では当時の唱歌集･音楽教科書に関する政策と目的、作詞者について考察する。

3. 教育書政策と唱歌作詞

(1) 唱歌集・教科書政策

下田作詞の唱歌が収録された歌集は、1，2曲のみ収録のピース楽譜を含め11集あるが、確認できるだけでそのうちの4集が文部省の検定を受けた唱歌教科書である[35]。小学校の教科書は、明治19年の時点で文部大臣検定のものに限ると定められていたが[36]、さらに明治23年10月6日の改正で「小学校ノ教科用図書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ就キ小学校図書審査委員ニ於テ審査シ府県知事ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ルヘシ」（第16条）[37]と定められた。唱歌はこの時点でも土地の状況により尋常小学校では「日本地理歴史図画唱歌手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加へ」、高等小学校では「外国地理唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得」[38]という必修科目ではない扱いであった。しかしながら、須田（2020）[39]が指摘するように明治24年の「小学校祝日大祭日儀式規程」の公布によって、「唱歌」授業の有無にかかわらず、祝日大祭日儀式には唱歌を合唱しなければならない状況にあった。そして、明治27年12月28日には訓令（文部省訓令第7号）により以下のように定められた。

小学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ本大臣ノ検定ヲ経タル小学校教科用図書中ニ在ルモノ又ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ及地方長官ニ於テ本大臣ノ認可ヲ受ケタルモノヽ外ハ採用セシムヘカラス但他ノ地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ経タルモノハ此限ニ在ラス[40]

すなわち、この訓令によって文部大臣認可の必要な範囲が教科書から学校内で歌う全ての唱歌に広がったのである。唱歌教育の普及が十分でない状況下で訓令が公布された背景について、須田（2020）は唱歌教育を取り入れようとした明治期以降も聞くに堪えない俗曲が人々の間に流行し、明治25年の時点でも社会は依然として同様の状況にあったことから「俗曲」改良が求められたが、その改善方法として学校での唱歌教育の充実を図るという方法が主張されたことがあると指摘している[41]。その俗曲改良については、明治15年時点で音楽取調掛の業務大要の中で、俗曲の歌詞を変えるとの方針が定められていたが、具体的には以下のようなものである。

総シテ歌作ハ嫺雅優美ノ徳性ヲ涵養スルノ主意ヲ基ト為シ併セテ風韻ノ高致ニ務メ曲調ハ卑猥乱野ノ旋法ヲ禁シ清純雅正ナルヲ主トセリ。（中略）凡ソ唱謡ノ主眼トスルトコロハ呂律ノ旋法雅正ニシテ心情ヲ養ヒ其詩句理義ヲ離レテ自ラ趣味ヲ保チ、文章ノ語路流暢ニシテヨク曲調ニ協和スルニアリ。故ニ此俗曲改良ノ事業ハ独リ歌詞歌章ヲ改良スルニ止マラス、マタ独リ旋律曲調ヲ改良スルニ止マラス、数百言ノ歌詞ト数十段落ノ曲調トヲシテ相協和セシメ、以テ一曲ヲ完成スルニ在リ[42]

すなわち、「嫺雅優美ノ徳性」を涵養することを主旨として、歌詞と曲調を調和させて一曲として完成させる、というものである。また、明治24年11月17日付「小学校教則大綱」では唱歌の歌詞について「歌詞及楽譜ハ成ルヘク本邦古今ノ名家ノ作ニ係ルモノヨリ之ヲ撰ヒ雅正ニシテ児童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ」[43]とあり、「本邦古今の名家の作」と限定している。作詞に関して伊澤修二は、

取調掛の要求では、尚又曲意に合した歌を作るといふのみならず、句数字数が合はなければ、折角作歌者がいかなる名歌を作つても何の役にも立たぬ、其最得意とする好所をも改作しなければならぬのである、そこで歌も作る曲意も解る、句数字数も自在に変化し得るという作歌者を得る必要が

起つた[44]

と述べている。これは、音楽取調掛でメーソンと伊澤が曲を選定し、それに歌詞をつけて曲を作った時のことであるが、唱歌教育導入期の唱歌歌詞に対する政府側の認識を表しているだろう。伊澤らの努力は『小学唱歌集』の出版につながっていくのであるが、「歌も作る曲意も解る、句数字数も自在に変化し得るという作歌者」「古今の名家」としてどのような人達が選ばれ、彼らに共通していた点は何か。表2の唱歌集に収録された作詞者たちについて検討してみよう。

(2) 作詞者と御歌所人脈

表2中の下田作詞の唱歌が収録されている6つの唱歌集の作詞者の名前と属性を並べてみたのが表3である。東京女子師範学校作成の『保育唱歌』や祝日大祭日唱歌の作詞者に御歌所に係る人々がみられることは安田（2006）[45]が指摘しており、また塚原（2003）も明治初年の制度局・神祇省、式部寮などで宮中祭祀などの調査に携わった国学者が後年東京府の唱歌計画や儀式唱歌の作歌に多く関係したことは注目すべきだと述べている[46]。

そのような視点で表3の作詞者たちを見てみると、確かに国学者や御歌所に関係する人が多い。重複を除くと下田を含め28名の作詞者がおり、属性を大雑把に分類すると（江戸時代初期の儒者である熊沢蕃山は除く）、①御歌所関係者、②国文学・国学者、③歌人・詩人、④華族女学校・学習院関係者、⑤東京音楽学校関係者、⑥その他教員、となり、作詞者の多くがこれらのうち一つまたは複数の属性を持っている。下田自身も華族女学校の学監兼教授[47]であり、桂園派の歌人でもある。このような人々が唱歌作詞に携わったのはいかなる理由からだろうか。

祝日大祭日唱歌作詞者に御歌所系歌人が多い理由として、安（2006）は、長（1998）[48]を引用し「「共有すべき祝祭という「場」に響く「音」として」の唱歌が、歌会始めの場における和歌の朗詠に比すべき「同質で均質な時間の共有を保証するもの」として求められ、その作者として御歌所系歌人たちが求められた、ということにほかなるまい」[49]と述べている。

つまり、祝日大祭日儀式も歌会始め同様、ベネディクト・アンダーソンのいう「同時性の経験」[50]の場であるがゆえに、そこで求められる作者もまた御歌所系歌人になるという指摘である。国民国家の成立という視点からみれば、このような指摘も正しいだろう。とはいえ、安田（2006）らの指摘にも明らかな

表3　下田歌子の関係した唱歌集の作詞者一覧

作詞者名	役職等
石橋助三郎（思案）	小説家
大和田建樹★	国文学者・帝大文科大古典講習科講師・東京音楽学校教授
加部厳夫★	神祇権少祐・国学者・音楽取調掛雇員
神村直三郎	*歌人*
熊沢蕃山	陽明学者
黒川真頼★	御歌所寄人・東京音楽学校教授
小中村清矩	国学者・東京大学教授
税所敦子	女官・桂園派歌人
鈴木重嶺（翠園）	歌人（橘千蔭系）
関根正直＊	国文学者、華族女学校教授
高崎正風	御歌所所長
武居保	東京府私立学校長
東宮鐵真呂＊	国文学者・学習院助教授・陸軍教授
鳥居忱★	音楽取調掛雇・東京音楽学校教授
鳥山啓＊	博物学者・華族女学校教授
中村秋香★	御歌所寄人・東京音楽学校教授
西山実和	高知県第一中学校教諭・『日本文典』著者
旗野十一郎★	国文学者・東京音楽学校教授
服部元彦	国文学者・『雅俗俗雅日本小辞典』著者
坂（阪）正臣＊	御歌所寄人、華族女学校教授
平田盛胤	国学者・東京皇典講究所分所長
細川潤次郎＊	洋学者・華族女学校校長
丸岡久之助（九華）	詩人、小説家
三輪義方	国学者・宮内省御用掛・女子高等師範学校教授
物集高見＊	国文学者・帝国大学文科大学教授、学習院教授
本居豊穎★	国学者・御歌所寄人・東京音楽学校教授
湯本武比古＊	文部省御用掛・東宮御用掛・学習院教授
渡辺文雄	*『国歌大観』編者*

＊は華族女学校・学習院関係者、★は東京音楽学校関係者、イタリック体は推定

ように、祝祭とはかかわりのない唱歌の作詞者にも御歌所系歌人が見られる。したがって、御歌所系歌人の起用は「同時性の共有」以外の理由もあるはずである。

　ところで、唱歌教育導入のために音楽取調掛を創設したのは伊澤修二であるが、その伊澤が唱歌教育の理論について述べた文章がある。伊澤は、唱歌は人間の自然の性情に基づくもので、野卑な歌を歌うか高尚な歌を歌うかは人の好みによるものではなく、教育の程度と習慣が文明的か否かによって決まる風教上の結果だとした上で次のように述べている。

> 此の理由より唱歌を教授するものなれバ、唱歌の性質ハ定義を下して人間自然の性情を完全なる心意の秩序によりて涵養するところの高妙なる情操の教育法なりと云ふべし。（中略）されば唱歌の性質より云ふときは教育上自然の秩序に適応したるものなる上ハ縦令（たとへ）その歌の主意ハ不分明なるも

> 敢て厭ふべき者にあらず、素より高妙なる歌なれバこれを唱歌するの間に於て知らず識らずの間に高尚なる性情を涵養するに至るものなり、加ふるに唱歌ハ他の知識を開発する所の諸学科と性質相異なるものにして専ら美術思想の開発に属するものなれば通常の国語よりハ余程古きところの高尚幽雅なる語句より成立つところの歌なるを欲するものなり。学科の教授より論ずるときハ成るべく今日の国語に遠からざるを欲すと雖も唱歌教授の点より見るときは寧ろ古代の国語なる高妙の語句を採用すべきハ予の定見なりとす[51]。(下線部引用者)

すなわち、唱歌は美的な考えを啓発するものであるから日常的な言葉よりはかなり古い、高尚で上品な語句からなる歌が望ましく、唱歌を教えるという点からは古代日本語の優れた語句を採用すべきであるとする。おそらくこれが上述の属性を持つ者たちが唱歌作詞に携わった理由であろう。小林(2004)によると、明治初期・中期の歌集の序文は古今集序を踏まえたものが多く、例えば村山守雄編『明治長歌集』は「目に見えぬ鬼人をもあはれと思はせ」を踏まえ、自らの序文に「上古の歌は格正しき故其歌を吟すれば風調高く感情深く鬼神を泣かしむ」と書いたというが[52]、そこには伊澤修二の音楽理論に通底する認識がみられる。「幕末から明治中葉に至る歌人の多くが古今集に範を求める香川景樹の門流である桂園派」[53]であり、御歌所系歌人はその中心であるから、「古代の高妙の語句」を自在に用いることのできる御歌所系歌人や国学者は唱歌作詞者としてふさわしかったのである。

また、明治23年には教育勅語が出され、明治24年の「小学校教則大綱」で唱歌の目的が「音楽ノ美ヲ弁知セシメ徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」[54]、さらには33年「小学校令施行規則」でも「美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」[55]と定められるなど教育において唱歌を通じた徳性の涵養という面が強調されるようになるが、「徳性」が教育勅語的な「尊王愛国」を意味している[56]ということを考慮すれば、やはりその担い手は御歌所を中心とした「公」「宮中」に近い「名家」ということになるのであろう。

したがって、下田が少なくない唱歌の作詞に携わったのも、この条件を満たしていたことが最大の要因だと思われる。彼女は御歌所所長の高崎正風と同じ八田知紀に師事した桂園派歌人であり、華族女学校という宮中、「公」に属する人間な上に、歌人として社会から一定の評価を受けていた[57]。その意味で彼女はまさに「名家」であり、こうした背景によって作詞に携わる機会を持ったということであろう。

4. 下田歌子の音楽観

下田歌子は、御歌所系歌人、宮中関係者として作詞活動に携わったが、彼女自身は音楽に対してどのような考えを持っていたのだろうか。

まず、下田は唱歌集『名媛唱歌』の序文で以下のように述べている。

> 楽の、人心に及ぼす影響の大いなるは、今更に言ふを俟たず。況んや、これに和して謡ふ唱歌の、いかに、吾人に無限の感動を与ふるかは、彼の、仏蘭西革命時代の軍歌、(中略) みな以て、愚将の心をしも感ぜしめ、奸雄の情をしも動かしゝにて知るべし。然るに、我が邦、近世、俗曲に卑猥の歌謡出て来て、遂に一般社会娯楽の助けとなりにしよりこなた、風はいよいよ賤しく、俗はますます揺れて、また停止する所無きに至らんとせしを、(中略) その風俗を一変し、以て、文明の彼岸に達せんとす。されば、国に教へざるの民なく、家に訓へざるの子無く、卑猥の絃声は忽ち化して、正雅の唱歌と変れり。こも亦、明治聖代の余沢にあらざらんやは[58]。

『名媛唱歌』は若い女性を対象に「淑徳高き名媛、才色英俊の佳人」を歌い称えて「其学徳に倣はむとするの念を生ず」[59]ることを目的として発行されているので、下田もその構想に合わせて序文を書いた可能性もある。とはいえ、下田は演説で「音楽は人心に最も深き感動を与ふるものなり、されば古の聖人は早くよりも楽を製して時の人心を正雅に導かんことに努めたまひしなれ」[60]と述べており、伊澤を中心とする音楽取調掛の俗曲改良の意図や「小学校教則大綱」に定める唱歌教育の意図を充分に承知し、賛同していたということであろう[61]。

また、『名媛唱歌』序文(明治35年)から8年後の『婦人常識の養成』にも「婦人と音楽」と題する文章を書いている。そこで下田は「音楽は人間の最も好尚な趣味の一方面」であり、音楽趣味のある人とない人では人格において「余程の差」があると述べる[62]。その上で、

> 婦人に音楽のたしなみあるは、家庭を高尚にし、愉快にする上にも亦極めて必要であらうと存じます。何故なれば、家庭の司配(ママ)者たる婦人が、幾分音楽の趣味を解するとすれば、其家庭は、それでもう、よほど高尚で又和楽を得るものでありませう。(中略) 家庭の神聖を欲するには、どうしても美術思想が主婦になければなりませぬ。此点から申すと、音楽などは、

最も良いもので、婦人には是非心得て貰ひたいもので御座います。（中略）畢竟家庭に音楽の必要と云ふ事は、一は家庭を神聖ならしむるためと、今一つは家庭教育の助けとするためでありますから、この二つの条件に適せない音楽は、如何に面白いものでも、それは何の効もないと云はなければなりませぬ[63]。

という。そして、西洋と日本の音楽はどちらがよいかということについては、手軽という点から「上下一般に音楽の趣味を有たしむるには」日本の楽器がよいとの見解を示している。

すなわち、下田にとって音楽とは、家庭を上品で気持ちのよい所にする上で必要なものであり、女性には是非嗜んでもらいたいものだったのである。さらに、下田は続けて、

音楽は前にも申した通り、人間の品性の上に大なる感化と、大なる慰藉とを与へるものであるから世の中になくてはならないもので御座います。（中略）日本の楽に悲む可き点は、歌の詞が純正でないものが多い事でこれを善用すれば、人心に多大の感化を与へる程の力をもつて居るものですから、之を悪用すれば、また人心を攪乱することもあるのでございます。（中略）一日も早く琴唄、三味線の歌等の改正が望ましいもので御座います[64]。

と述べている。下田のこうした言葉からは、彼女が音楽は風教に役立つという伊澤修二ら唱歌教育導入者と同様の見解を持っていたことが分かる。

最後に下田の関与した音楽学校について述べておく。下田は生涯に少なくない学校の創設に関与した[65]が、その中の一つに女子音楽園がある。女子音楽園は明治38年に麹町区に家塾として創設され、昭和14年まで存続するが、下田歌子は三輪田真佐子らとともに創設時の評議員を務めている[66]。この女子音楽園の創設者は松山鎰（いつ）（子）であるが、設立のきっかけは下田の働きかけにあるようである。下田は、自分は明治天皇から御料地をいただいてそこに女学校を開くが、あなたにも分けてあげるから上京するようにといい、実際に松山は渋谷の御料地で女子音楽園を開設した。この学校は実践からの委託生を主として教育し、授業は午後のみで箏、三絃、ピアノ、オルガン、唱歌、バイオリンなどの科目があったという[67]。下田と松山は友人関係であったといい[68]、また、女子音楽園には実践女学校の嘱託講師で校歌を作曲した澤田孝一がやはり嘱託講師として雇用されている[69]。女子音楽園は、下田が理事（評議員）を務めてい

た音楽教育機関「女子秋吟会」を前身としており、その設立には東洋婦人会[70]の設立に尽力したという千田時次郎や『女学雑誌』主催の巌本善治、下田が序文を書いた『名媛唱歌』を発行した楽友社の創設者の一人である高折周一[71]が関係している[72]。彼ら全員と下田との接点は見いだせるものの、下田が女子音楽園の設立に具体的にどの程度関与していたかはわからない。とはいえ、実践女学校の委託生を主とするなど渋谷移転後の女子音楽園の状況を考えれば[73]、下田の果たした役割は小さくはなかったのではないかと思われる。

おわりに

以上、下田歌子が唱歌作詞に携わったのはなぜか、また下田は音楽に対しどのような考えを持っていたのかについて、明治初期の音楽教育導入に関する動きや華族女学校における音楽関係行事、文部省などの教育政策などを通じて考察してきた。以下、行論から明らかになったことを整理しておく。

まず、下田は明治期に少なくない数の唱歌に携わったが、それらは唱歌教育推進という政府の方針に沿って学校行事やイベント用に作詞したものであった。また、唱歌には「高尚な性情」や「徳性」を涵養するという教育上の目的があり、そのためには高尚で上品な語句を自由に操ることのできる御歌所を中心とする桂園派歌人や国語学者が作詞を担当するのが望ましいとされた。下田は「公」、宮中に属する華族女学校学監であり、また桂園派の著名な歌人であったことから作詞に携わることになったのである。

次に、下田歌子自身は音楽教育については門外漢であったが、政府の推進する唱歌教育の意図や目的を理解、賛同すると同時に、家庭を上品で気持ちのよい所にする上で音楽は必要なものであると考えていたのである。

最後に今後の課題について述べておきたい。大正時代に入ると下田が校歌[74]を除き作詞に携わらなくなる理由についてである。明治40年に彼女は長く勤めた華族女学校を辞職する。つまり下野したのであり、さらに明治45年には下田が師とする[75]御歌所所長の高崎正風が死去する。おそらくこのような「公」からの別離という環境の変化が作詞から離れた理由の一つであろうが、一方で唱歌を巡る社会の変化も影響していると思われる。すなわち、「大正初期に起こった『赤い鳥』に代表される児童文学運動の流れは詩人の西条八十や北原白秋、野口雨情らが中心となる一大童謡ブームへと繋がって」[76]いくという子どもに関する音楽市場の変化である。このような音楽市場の変化によって、明治の「古今集に範を求める桂園派」[77]の歌人である下田は必然的に作詞から退く

ことになったのであろう。しかしながら、管見の限りこれらを裏付ける史料はなく、現時点では仮説に過ぎない。この分野の専門家の後考を俟ちたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり、以下の機関には文献調査にご協力、或は文献を閲覧、複写させていただきました。ここに謝意を示します。

国立国会図書館、静岡県立中央図書館、東京都公文書館、大阪音楽大学音楽メディアセンター 楽器資料館、東京学芸大学附属図書館、東京藝術大学附属図書館、トキワ松学園同窓会みどり会

注

1 久保貴子「下田歌子と音楽教育」『実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所年報』第 6 号、2020 年 3 月、128 ～ 113 頁

2 越山沙千子「実践女子学園 校歌に関する研究」『実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所年報』第 6 号、2020 年 3 月、51 ～ 61 頁

3 下田歌子『家庭教育：泰西所見』博文館、明治 34 年、238 頁

4 ただし、塚原（2009）によれば、明治 3 年の時点で江藤新平が岩倉具視に提出した答申書に「雅楽舞楽世俗之楽等一切之音楽ヲ改造スルノ制ヲ定ム」という一節があるといい、すでに明治初年には音楽の「改造」は意識されていたようである。（塚原康子『明治国家と雅楽 伝統の近代化 / 国楽の創成』有限会社有志舎、2009 年、62 頁）

5 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会、1967 年、17 頁

6 丸山彩「明治 10 年代～ 20 年代の京都府女学校・京都府高等女学校における音楽教育の展開」『音楽教育学』41（２）、2011 年、14 頁

7 中山理平『洋楽導入者の軌跡―日本近代洋楽史序説』刀水書房、1993 年、467 ～ 478 頁

8 「音楽取調ニ付見込書」『音楽取調掛時代文書綴　巻 2 音楽取調所書類』40 ～ 42 丁、東京藝術大学附属図書館デジタルコレクション（https://jmapps.ne.jp/geidailib/det.html?data_id=7721　2021 年 11 月 28 日アクセス）

9 東京音楽学校編『音楽取調成績申報要略』大日本図書、明治 24 年、31 ～ 42 頁

10 前掲東京音楽学校編、34 ～ 35 頁

11 前掲東京音楽学校編、45 ～ 46 頁

12 『音楽取調掛時代文書綴　巻 11　諸向往復書綴 下 明治 14 年 6 月～ 15 年 6 月』126 丁、東京藝術大学附属図書館デジタルコレクション（https://jmapps.ne.jp/geidailib/det.html?data_id=8421　2021 年 11 月 28 日アクセス）

13 明治 10 年に定められた華族学校職制章程の女子小学課程表には音楽が記載されており、12 年の改正学制では男子にも唱歌が課され、時間数も設定されていることから、何等かの授業が行われていた可能性がある（学習院百年史編纂委員会編

『学習院百年史 第1編』学習院、1980年、101頁及び113頁)。

14 前掲東京音楽学校編、41頁

15 蒲生郷昭「第三章 俗曲改良と『箏曲集』」東京芸術大学音楽取調掛研究班編『音楽教育成立への軌跡』音楽之友社、昭和51年、160頁

16 伊澤修二君還暦祝賀会『楽石自伝 教界周遊前記』明治45年、81頁

17 『女子学習院五十年史』女子学習院、昭和10年、179頁

18 若桑みどり「昭憲皇太后は国策の「協力者」」『論座』2002年4月号、270頁
なお、伊藤博文は訪欧の際に見聞したドイツの皇后創設の女子学校やロシア皇后が孤児院の総裁になっていたことなどを帰国後皇后に言上したところ、皇后が非常に気に入り、結果華族女学校や慈恵医院の創設を見るに至ったと述べており(「婦人の社会的進出」平塚篤編『伊藤博文秘録 続』春秋社、昭和5年、224頁)、まさに「国策の協力者」としての皇后の姿が垣間見られる。

19 渡辺美佐「昭憲皇太后と華族女学校－設立及び改革に果たした皇太后の役割を中心に－」『書陵部紀要』58号、2005年、55頁

20 井上勲『文明開化』教育社、1986年、160頁

21 歌詞の調子が似ているので地歌箏曲の「夕顔」のことと思われる。

22 「下田歌子差出書簡」実践女子大学所蔵、出納番号4786。翻刻は実践女子大学下田歌子電子図書館(https://www.jissen.ac.jp/library/shimoda/shokan/index.html　2021年11月28日アクセス)掲載のものに拠る。読点は適宜加筆した。
　この書簡は差出年が不明であるが、以下の理由により明治20年代前半(19年から26年の間)と判断した。すなわち、山縣有朋の妻友子は明治26年9月12日に亡くなっていること、歌詞に「千代田の西」とあり、華族女学校は開校から22年7月まで現在の元赤坂2丁目、22年から39年まで永田町2丁目にあり、いずれも皇居(千代田＝江戸城の別名)の西側にあること、である。ちなみに桃夭学校は現在の九段南2丁目にあり、皇居の北にあたる。また、「学校紀年式」すなわち創立記念日の式典と言っていることから少なくとも創立の翌年(19年)以降の書簡であると思われる。

23 華族女学校だけではなく、寄宿塾(桃夭義塾)でも和歌を教えていたようである(実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、昭和56年、24頁)ので、この手紙の内容が華族女学校と寄宿塾のどちらでのことであるかは不明である。

24 下田歌子『詠歌の栞』、博文館、明治31年、124頁

25 北里闌『高崎正風先生伝記』昭和34年、466頁

26 「千手」は大正3年発行の歌集に記載されている曲であるが、「千寿」の改変であると思われるので大正の曲としては扱わない。

27 『女鑑』13年10号、明治36年5月、90～92頁。「諸葛孔明」については合唱したとあるがそれが箏曲だと明示されていないものの「舞った」との記載があるの

で箏曲と判断した。また、これらの曲については、癸卯園遊会の為に作詞されたわけではなく、これ以前の学校における活動で既に作られていた可能性もある。

28 『女鑑』119号、明治29年10月、68頁

29 例えば、「北白川宮殿下」(納所弁次郎作曲)新井省五郎『手風琴独まなび 下の巻』十字屋、明治31年、1頁

30 例えば、実践女子大学所蔵北白川宮富子書簡(出納番号2086)

31 「地久節を祝ふ唱歌」『読売新聞』大正4年6月4日

32 『菅公唱歌』益世堂、明治34年、序文。なお、この曲について下田は知友の「緑の舎」という人物から依頼されたと序文に書いており、久保(2020)はこの人物を奥好義としている(120頁)が、それを裏付ける資料は発見できなかった。

33 『朝日新聞』明治34年10月17日

34 伊藤正雄『忘れ得ぬ国文学者たち－并、憶い出の明治大正－』右文書院、平成13年6月、296頁

35 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第25巻、昭和40年、講談社、611～628頁

36 「勅令第十四号 小学校令」『官報』第829号、明治19年4月10日、87頁

37 「勅令第二百十五号 小学校令」『官報』第2183号、明治23年10月7日、78頁

38 前掲「勅令第二百十五号 小学校令」、77頁

39 須田珠生『校歌の誕生』人文書院、2020年、27頁

40 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第3巻、教育資料調査会、昭和39年10月、145頁

41 須田前掲書、51～55頁。ただし、海後は22, 3年頃から発売されるようになった唱歌集が25年頃から急増し唱歌軍歌が入り乱れて無差別に歌われるようになり、教育上の問題が起こってきた。そこで文部省は事態収拾のため訓令を出して教育上不適当な曲を取り締まることにしたと述べている(前掲海後宗臣編、643頁)。須田も文部省の取り締まり主眼が軍歌にあったと述べており、両説ともに正しいと思われるが、本論の主旨と外れるのでその是非については扱わない。

42 前掲『音楽取調成績申報要略』262～264頁

43 「文部省令第十一号」『官報』2516号、明治24年11月17日、182頁

44 前掲『楽石自伝 教界周遊前記』74頁

45 安田寛「唱歌の作歌と御歌所人脈」『奈良教育大学紀要. 人文・社会科学』55号、2006年、132頁

46 塚原康子「近代音楽・歌謡の成立過程における「日本音楽」」劉麟玉編『平成13・14年度科学研究費補助金研究成果報告書　近代音楽・歌謡の成立過程における国民性の問題』25頁

47 開校当初は学監ではなく幹事兼教授(前掲『女子学習院五十年史』213頁)

48 長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』吉川弘文館、平成10年、45頁

[49] 安智史「和歌と「新体」詩－唱歌・軍歌との関連を中心に」浅田徹ほか編『和歌をひらく 第5巻－帝国の和歌』岩波書店、2006年、171頁

[50] ベネディクト・アンダーソン著 白石さや・白石隆訳『創造の共同体』NTT出版、2002年、238頁

[51] 伊澤修二君「唱歌教授の理論。」『貴女の友』第59号、明治22年7月、89～90頁

[52] 小林幸夫「明治初期・中期における古今集の復活」和歌文学会論集編輯委員会編『古今集 新古今集の方法』笠間書院、2004年、280～281頁

[53] 小林前掲書、276頁

[54] 『官報』2516号、明治24年11月17日、182頁

[55] 『官報』5141号、明治33年8月21日、314頁

[56] 明治24年の「小学校教則大綱」では「修身」について「修身ハ教育二関スル勅語ノ旨趣二基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と定め、授けるべき徳目として、孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭倹等をあげ、特に「尊王愛国ノ志気」の涵養を求めている（前掲『官報』2516号、180頁）。

[57] 例えば、明治18年3月の宮中御歌会の10首の詠進歌に高崎正風や税所敦子と並んで下田歌子の名前が見える（明治18年3月29日付『読売新聞』）、また、和歌の師を紹介してもらった樋口一葉が「歌子」と聞いて下田歌子と勘違いした話もある（樋口一葉「塵の中」『一葉日記集』下巻、春陽堂、昭和9年、52頁）。

[58] 山田輝雄編『名媛唱歌』上編、楽友社、明治35年、序文

[59] 前掲山田輝雄編、6～7頁

[60] 「清雅高尚なる音楽」『音楽』第12巻第1号、明治40年5月1日、5頁

[61] しかし、一方で「今人を感ぜしむるには、宜しく、今人の語を以てすべし。（中略）今日古語と雖も其都合よきものはなるべくこれを復活せしめて」（前掲『詠歌の栞』115～116頁）と述べており、古語一辺倒ではなかったようである。ただし『詠歌の栞』が明治31年発行で、「明治30年代が言文一致運動の最盛期であった」（山東功『唱歌と国語－明治近代化の装置』講談社、2008年、181頁）ことを考えれば、その影響を受けての発言かもしれない。

[62] 下田歌子『婦人常識の養成』実業之日本社、明治43年、237～238頁

[63] 前掲『婦人常識の養成』、244～245頁。下田は『泰西所見 家庭教育』（博文館、明治34年）で「音楽は実に美育に欠くべからざるものと覚え」（238頁）と言っており、この意見には西洋での経験の影響もあると思われる。

[64] 前掲『婦人常識の養成』、251頁

[65] 例えば、前掲実践女子学園八十年史編纂委員会編、69～70頁

[66] 『読売新聞』明治38年10月12日

[67] 市原正恵「静岡藩の女たち 松山鎰の場合」田村貞雄編『徳川慶喜と幕臣たち 十万人静岡移住その後』静岡新聞出版局、平成10年、130～131頁。実践の渋谷

移転は明治36年、市原前掲書では松山が上京したのは明治37年4月（129頁）、当初は下田が理事をしている女子秋吟会の舎監をしており、音楽園の創設は明治43年のこととしている（131頁）。生徒募集広告によれば、女子秋吟会の会主は巌本捷治で、松山は取締、下田は評議員である（『音楽之友』第7巻第2号、明治37年12月8日）。ただし、東京音楽園の創設年については人によって様々でありよくわからない。

まず、注66の読売新聞の報道では女子音楽園の創設は明治38年で、松山は監督、園長は堤正夫とあり（場所は麹町）、堤の追悼集では東京女子音楽園の設立は明治36年3月1日としている（豊島音楽会編『音楽文化の曙－山本正夫先生を偲ぶ』表現社、昭和53年、23頁）。また、楽報会編『音楽年鑑 大正9年版』（交蘭社、大正13年、50頁）では明治38年に松山鎰子、千田時次郎により創立と書かれている。

女子音楽園は明治38年に渋谷に移転しているが（「東京都公文」東京都公文書館 請求番号302.E5.13）、明治40年10月時点での生徒募集広告では園長は堤、教務担任澤田孝一、園主松山鎰子、主監千田時次郎となっており、棚橋絢子・三輪田真佐子と並んで下田が評議員となっている。ただ、学校所在地が麹町区のままであり（『音楽』第12巻2号、明治40年6月1日）、明治38年時点では完全に渋谷に移転していなかった可能性がある。大正5年時点では、「平素の業務」は堤が行っている（前掲東京都公文請求番号302.E5.13）ので、おそらく堤はどこかの段階で実務に退いたのであろう。

なお、堤（山本）正夫は東京音楽学校のオペラ「オルフォイス」の合唱バスパート出演者。同じバスパートに澤田孝一がいる。また堤は「楽友社」の設立者の一人でもある（大学百年史編輯委員会『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第1巻、昭和61年、546頁）

68 佐藤兊「校友会誌五十週年記念号に寄せて」『ときわまつ』第9号、トキワ松学園校友会編、昭和42年、5頁。なお、この資料はトキワ松学園同窓会みどり会にご教示いただいた。

69 『中等夜学校々長江原素六よりの移転開申、沢田孝一よりの沢田裁縫女学校設立願認可の件、公報に登載、他』（明治43年）「履歴書」東京都公文書館 請求番号629.C6.03。

なお、澤田孝一について、久保（前掲書、121頁）は下田に紹介したのは奥好義ではないかと述べている。奥が東京音楽学校に在職したのは明治27年から35年であり（前掲東京芸術大学百年史編輯委員会、278頁）、澤田は明治33年から36年まで在学している（前掲「履歴書」）のでその可能性はなくはないがそれを裏付ける十分な根拠がない。奥以外に一人可能性のありそうな人物がいるので以下に記しておく。

その人物とは東京音楽学校教授の山田源一郎である。小松耕輔は学習院に音楽

講師として奉職することになったが、それは下田歌子が友人であった山田源一郎に音楽家の推薦を依頼したことがきっかけだという（小松耕輔『懐しのメロディー：音楽家の回想』文芸春秋新社、1957年、24～25頁）。山田源一郎の東京音楽学校在職は明治27～36年（前掲『東京芸術大学百年史』5頁）で、小松に学習院講師の話が来たのは明治39年であるが、「古い先輩」ということで山田と小松は交流があったらしい。澤田は、山田の在職時に在学しており、澤田が実践女学校講師及び麹町女子音楽園の嘱託になったのは小松と同じ明治39年である（澤田前掲「履歴書」）。しかも、女子音楽園は山田が神田に創設した女子音楽学校と何等かの提携があったようである（稲村かゑという女性は女子音楽園で音楽を学び神田女子音楽学校長より修了証を受けている（稲村かゑ「履歴書」東京都公文書館 請求番号629.B8.07））。これらのことから、澤田を下田に紹介したのも山田源一郎ではないかと思われる。

なお、楽友社創設者の一人巌本捷治が『音楽之友』刷新の議が起きた時に、「恩師上原〔六四郎〕、上〔眞行〕、鳥居〔忱〕、小山〔作之助〕、山田の諸先生」（〔〕内引用者）に報告したと書いており（「更定刷新之辞」『音楽之友』2巻2号、楽友社編輯局、明治35年6月、2頁）、時期的にこの「山田」は山田源一郎と思われ、下田と楽友社とのつながりも山田源一郎を介してだった可能性がある。

70 下田歌子は東洋婦人会顧問を務めている（日本婦女通信社編『婦人社交名簿』日本婦女通信社、大正7年、95頁）。なお、帝国婦人協会幹事の清藤秋子（故下田校長先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』昭和18年、363頁）が東洋婦人会の主唱者である。

71 林叔姫「楽譜の風景―音楽の明治・大正・昭和」『国立国会図書館月報』628/629号、2013年7/8月、10頁

72 千田時次郎の履歴によると、千田は東洋婦人会創設に尽力し巌本善治、高折周一と協力して音楽教育機関「秋吟会」を作ったといい、その秋吟会を拡張すべく千田が松山に盟主となることを依頼し、その秋吟会の名称を改めて女子音楽園とし、校舎を下渋谷に建設、松山を園主、自らは学監となったという（林竹二郎「千田時次郎先生」『東洋哲学』第25巻第1号、東洋哲学発行所、大正7年1月、78頁）。ただし、『婦女新聞』第217号（明治37年7月4日）の秋吟会の広告によると会主は巌本捷治（巌本善治のいとこで戸籍上の弟）となっている。なお巌本善治には2人の娘がおり、うち1人は実践女子学園の同窓会会長を務めた中野清子氏である（青山なを「巌本善治の子」『国文学研究』7号、1971年11月、100頁）。

73 明治32年の実践女学校の学科課程時間割表の音楽について、備考として「音楽科の内楽器用法は随意科とし、生徒の望みにより之れを授く」（実践女子学園100年史編纂委員会『実践女子学園百年史』学校法人実践女子学園、平成13年、81頁）とあるので、そのような需要があったのかもしれない。

74 下田作詞の校歌については、実践高等女学校及び順心高等女学校を除き、恵南実

科女学校、巖邑尋常高等小学校、大成国民学校、久須見尋常高等小学校、阿木尋常高等小学校、加子母国民学校、陶尋常高等小学校の7曲存在することが明らかになっている（「下田歌子、東濃の7校歌作詞 実践女子大研究員ら調査」『朝日新聞デジタル』2021年3月16日
https://www.asahi.com/articles/ASP3H758DP2ROHGB00D.html（2021 年 10 月 19日アクセス）が、これらの他にも福島県安積郡郡山第二尋常高等小学校子守教場の作詞も手掛けている（東京芸術大学図書館所蔵「東京音楽学校作曲関係書類」V.2 資料 ID19121000558）。

郡山子守教場の校歌については、かつて下田に校歌を作ってもらったが曲がなかったため創立15年を機に東京音楽学校に作曲を依頼したようである（前掲東京芸術大学図書館所蔵　資料ID19121000558。注末に歌詞を記す）。

また、校歌に類するものでは記念祝歌も作成している。前掲『下田歌子先生伝』によると、明治42年に「早十かへりの春をへし、柳桜のはれのその、唐も大和もこきまぜて、織れやこころの綾にしき」という記念祝歌を高唱したという（603頁）。

なお、実践女子学園に残る「送別の歌」「告別の歌」2曲については、「当校合議の結果是非音楽学校名尓て作曲を御願せよとの事で御座居ました」（東京芸術大学図書館所蔵「東京音楽学校作曲関係書類」V.5 資料 ID19121000582）とあり、作曲者名を「東京音楽学校」と要望したのは須田珠生（『校歌の誕生』人文書院、2020年、122～123頁）が指摘するように権威付けのためであろう。

郡山子守学校校歌（中田章作曲）

（一）思ひいる矢は千引なす岩も真金通すてふ、固き心の郡山、影さへ見ゆる山の井の、汲みてぞ知らんよしあしや、あやめに代へて葺くといふ、安積の沼の花かづみ、かつ見てこそは思ふなれ

（二）野山の松のみどり子もみな大君の御料(もの)なり、橈(たは)めそ折そ心せよ、森のはそのいや広き、蔭にかへでの若枝に、露もらさじとおほひなば、松はこ高くなりぬべし、かへでも錦ににほふべし

（「郡山教場要覧」松本園子編『戦前日本の社会事業・社会福祉資料』第1期第8巻、柏書房、2017年、162頁。楽譜は前掲東京音楽学校作曲関係資料を参照）

75 前掲『下田歌子先生伝』昭和18年、119頁

76 山東功前掲書、195頁

77 小林前掲書、276頁

（かとう　やすこ・東京大学大学院教育学研究科特任研究員）